

横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

制定 平成 25 年 12 月 18 日 こ保対 第 380 号（副市長決裁）

最近改正 令和 7 年 3 月 26 日 こ保対 第 912 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 保育士の人材確保を図るため、保育士の宿舎借り上げを実施するための費用の補助を行うことにより、保育士の人材確保や離職防止を図ることを目的とする。

2 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において「保育所等」とは、次の各号のいずれかに該当し、市内に所在する施設をいう。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項の規定により、認定を受けた認定こども園
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下この条において「法」という。）第 35 条第 4 項の認可を受けた認可保育所
- (3) 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業を行う事業所
- (4) 法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う事業所
- (5) 法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う事業所
- (6) 横浜保育室認可移行計画書事務取扱要領（平成 25 年 12 月制定）に基づき移行計画の承認を受けた横浜保育室

（補助事業の内容等）

第 3 条 保育所等を経営する者による保育士用宿舎借り上げを支援するために、必要な費用の一部を補助する。

（補助金交付対象者）

第 4 条 補助金の交付対象は、保育所等を経営する者であつて、次の各号の全てに該当する者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

- (1) 保育士宿舎（以下、「補助対象施設」という。）を借上げていること。
 - (2) 雇用した保育士（以下、「補助対象保育士」という。）を前号の補助対象施設に居住させていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、保育所等を経営するものが、横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 22 日横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号の暴力団員等、同条第 5 号の暴力団経営支配法人等又は同条第 7 条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるときは、補助の対象としない。

(補助対象施設の要件)

第5条 補助対象施設は、補助対象保育士を居住させるため補助対象事業者が借り上げている居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに付帯する工作物その他の施設（以下「宿舍」という。）とする。ただし、次の各号に該当する場合は、対象とならない。

- (1) 補助対象事業者（法人の場合は、役員を含む）が所有する場合
- (2) 補助対象施設の貸主が、補助対象保育士の配偶者（事実婚含む）、または、3親等以内の親族である場合
- (3) 賃貸借契約書の貸主の住所が、補助対象保育士の住所等と同一である場合

2 補助対象施設は、原則として市内施設とする。ただし、特段の理由がある場合は、市外施設も対象とする。

(補助対象保育士の要件)

第6条 補助対象保育士は、保育所等に勤務する常勤保育士のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助対象事業者の雇用開始日が属する会計年度から起算して、10年目の会計年度末までの者
- (2) 月120時間以上保育に従事している者
- (3) 横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業又は他の市町村（特別区を含む。）で実施する保育士宿舍借り上げ等に類する事業を利用したことがない者。ただし、令和6年度以前における横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業又は他の市町村（特別区を含む。）で実施する保育士宿舍借り上げ等に類する事業の利用は除く。
- (4) 横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業を同一事業者において継続して利用する者。なお、産前産後休業、育児休業、介護休業を理由に横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業の利用を中断した後に、同一事業者で復職し、宿舍の利用を再開する場合、及び同一事業者内で自治体をまたいだ人事異動により、途切れることなく他の市町村（特別区を含む。）で実施している保育士宿舍借り上げ等に類する事業を利用しているものは、継続して利用しているものとみなす。ただし、令和6年度以前における横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業又は他の市町村（特別区を含む。）で実施する保育士宿舍借り上げ等に類する事業の利用は除く。

2 第1項第1号に規定する雇用開始日については、補助対象事業者における、合併、統合、事業譲渡（系列法人間での統合や譲渡等を含む）等（以下、「合併等」という。）の場合は、合併等前の雇用開始日が継続するものとする。

3 第1項第4号の雇用開始日は、横浜市または他の市町村（特別区を含む。）で保育士宿舍借り上げ等に類する事業を初めて申請した時の雇用開始日が継続するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する常勤保育士は、補助対象保育士としない。

- (1) 横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱（平成18年1月制定）第8条第1号に規定する施設長
- (2) 補助対象事業者から住居手当等を支給されている者

- (3) 平成24年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者
- (4) 横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱第10条第1号に規定する園長
- (5) 横浜市認定こども園認定・確認等要綱第8条に規定する園の長
- (6) 横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱第6条第2項に規定する施設長。ただし、常態として保育のローテーションに入っている場合を除く
- (7) 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第23条第1項に規定する家庭的保育者
- (8) 横浜保育室事業実施要綱第5条第4号に規定する施設長

(補助対象期間)

第6条の2 補助対象とする期間は、本市の一会計年度内において年度開始から年度終了までとし、一か月を単位とする。ただし、第9条第1項に定める提出期限に係る申請以後の月しか対象としない。

- 2 補助対象期間は前項で定める期間のうち、補助対象保育士が月の初日から末日まで補助対象施設に居住した月とする。
- 3 第9条の2に基づく申請における補助対象期間は、提出期限に係る申請以後の月しか対象としない。ただし、補助対象施設の契約の更新、補助対象施設以外の施設への転居、補助対象保育士の退職等により第8条で算定した補助金額を減額する場合は、変更事由が発生した月に遡って対象とする。

(補助対象経費)

第7条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象保育士向け宿舎借上げにかかる費用のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 賃借料
- (2) 共益費及び管理費
- (3) その他市長が認めるもの

(補助金の算定基準)

第8条 市長は、予算の範囲内において、次により算出した額を補助対象事業者に補助することができることとする。

- 2 一戸当たりの補助金の額は、補助対象経費の合計金額と別表に定める算定基準額を比較し、低い金額に4分の3を乗じて得た額とする。なお、補助対象事業者が、補助対象保育士から補助対象経費の合計金額の一部を徴収している場合は、補助対象経費の合計金額から徴収金額を控除した額と別表に定める算定基準額を比較し、低い金額に4分の3を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第9条 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、横浜市保育士

宿舍借り上げ支援事業補助金交付申請書（第1号様式、別紙1及び別紙2）に、次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象事業者ごとに、市長が定める期日までに市長に提出するものとする。

(1) 補助金規則第5条第2項第1号に基づく書類

横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業計画書（第2号様式）

(2) 補助金規則第5条第2項第3号に基づく書類

横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業収支予算書（第3号様式）

2 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、不動産賃貸借契約書（写し）、保育士証（写し）とする。

(変更申請)

第9条の2 補助対象事業者は、交付申請後に、申請内容に変更が生じた場合には、横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付変更申請書（第10号様式及び別紙）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象事業者ごとに、市長が定める期日までに市長に提出するものとする。

(1) 申請内容の変更が確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知)

第10条 市長は、第9条及び第9条の2に基づく申請書類を審査し、適正と認められる場合には、横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）をもって、補助対象事業者に通知する。

2 市長は、第9条及び第9条の2に基づく申請書類を審査し、適正と認められない場合には、横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）をもって、補助対象事業者に通知する。

(申請の取下げの期日)

第11条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の通知を受けた日から起算して7日後の日までとする。

(実績報告)

第12条 補助金規則第14条第1項の規定により市長が定める事業実績報告の期限は、事業年度が終了した日又は事業が中止となった日の翌日から7日以内とする。

2 補助金規則第14条第1項の規定により市長が定める事業実績報告に用いる書類は、次の各号に定める書類を用いなければならない。

(1) 補助金規則第14条第1項第1号に基づく書類

横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金実績報告書（第6号様式及び別紙）

(2) 補助金規則第14条第1項第2号に基づく書類

横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業収支決算書（第7号様式）

3 市長が必要と認める補助金実績報告書への添付書類は、不動産賃貸借契約書（写し）、保育士証（写し）、補助対象経費の支払確認の取れる物件借上げに係る経費支払書（領収書等）（写し）と

する。ただし、提出書類のうち第9条第1項、同条第2項及び第9条の2で定める資料と同一の場合は、提出を省略できる。

- 4 市長は、必要があると認めるときは、事業の執行の状況等に関し、補助対象事業者から報告を求めることができる。

(補助金額の確定通知)

第13条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付額確定通知書(第8号様式)により行うものとする。

(補助金交付の時期及び請求)

第14条 補助金交付請求する時期は、申請者が、第13条で定める補助金額確定通知を受けた後とする。

- 2 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求に用いる書類は、横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金請求書(第9号様式)とする。

(補助金交付の時期の例外)

第15条 補助金規則第17条の規定により、事業完了前に補助金の一部を交付することができるのは、各四半期終了後に第14条に定める請求書、横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業実績経過報告書(第13号様式)及び補助対象経費の支払確認の取れる物件借上げに係る経費支払書(領収書等)を市長が定める期日までに提出され、事業実施内容が確認されたときとする。

(補助金の経理)

第16条 補助対象事業者は、本要綱に基づく補助金を受領したときは、補助金規則に基づき、適正に管理し、本事業の実施に係る経費以外にこれを流用してはならない。

(補助金の返還等)

第17条 市長は、補助金の交付を受けた者が、前条に違反したと認められる場合、必要な手続きや書類の提出を行わない場合、若しくは本市の指導に従わない場合には、交付済みの補助金の全部又は一部について、返還を命じることができるとともに、当該年度中に交付が見込まれる補助金の交付を差し止めることができる。

- 2 市長は交付の決定を受けた者が、第4条第2項に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(関係書類の保存)

第18条 補助対象事業者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(警察本部への照会)

第19条 市長は、必要に応じ申請者又は第10条の決定を受けた者が、第4条第2項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(郵送書類の受理日)

第20条 本事業において、提出期限に定めのある書類を郵送する場合は、市長が書類を受理した日を受理日とする。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月4日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

別表

補助対象経費	算定基準
賃借料 共益費（管理費）	1戸当たり月額8万2千円
上記のほか特に必要とするもので、 市長が認めたもの	

- ※ 交付決定後、補助対象施設から他の補助対象施設への転居又は補助対象施設の契約更新により補助対象経費が変更する場合は、変更前後の補助対象経費についてそれぞれ日割りにより計算し、その合計額を上記算定基準額と比較する。
- ※ 補助対象経費を当該月の日数で除して得た額に補助対象日数を乗じて得た額と、実際に支払った額と比較して、少ない方の額を当該月の補助対象経費とする。
- ※ 複数の補助対象保育士を居住させることを目的に補助対象施設を1件の賃貸借契約で契約し、補助対象保育士毎の金額の内訳が明らかでない場合は、原則として当該賃貸借契約に係る補助対象経費の総額を当該契約戸数で除して得た額と上記算定基準額と比較して、少ない方の額を一戸当たりの当該月の補助対象経費とする。

(第1号様式)

令和 年 月 日

令和 7 年度 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書
(申請先)
横浜市長

事業実施者名称

所在地

代表者職氏名

横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱を遵守します。

なお、偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合は、横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第17条に基づき補助金を返還します。

1 補助事業等の目的及び内容

横浜市内の保育所等に勤務する保育士用宿舎借り上げのため。

2 補助金交付の時期

3 補助金交付申請額	金	0円
	第1四半期	0円
	第2四半期	0円
	第3四半期	0円
	第4四半期	0円

4 補助事業等の開始日

5 補助事業等の完了予定日

6 添付書類

- (1)横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書 別紙1 役員等氏名一覧表(第1号様式)
- (2)横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書 別紙2 補助対象保育士一覧表(第1号様式)
- (3)横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業計画書(第2号様式)
- (4)内容確認書兼誓約書(第2号別紙様式)
- (5)横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業収支予算書(第3号様式)
- (6)不動産賃貸借契約書(写し)
- (7)保育士証(写し)

担当者氏名		
担当者連絡先	電話	FAX
	eメール	

補助対象保育士一覧表

No	保育士証番号	保育士氏名	採用年月日	年度 交付状況の有無	住所
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					

第2号様式

保育士 人目

令和 年度 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業計画書

事業実施者名称 _____

施設名称 _____

施設種別 _____

(単位:円)

補助対象となる保育士・宿舎		転居先宿舎	内 訳	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
保育士氏名		/	①賃借料													
住 所 (建物名・ 部屋番号まで)			②共益費 (管理費)													
		③本人負担額														
採用年月日		/	④計 (①+②-③)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補 助 対 象 期 間	開 始 日		⑤月額基準額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	終 了 日	⑥補助金額 (⑤×3/4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

保育士証番号		
年度内更新予定		
変更理由 (変更時のみ入力)		
令和6年度の 交付決定の有無		/

	第1四半期合計 (4~6月)
①賃借料	0
②共益費 (管理費)	0
③本人負担額	0
④計	0
⑥補助金額	0

	第2四半期合計 (7~9月)
①賃借料	0
②共益費 (管理費)	0
③本人負担額	0
④計	0
⑥補助金額	0

	第3四半期合計 (10~12月)
①賃借料	0
②共益費 (管理費)	0
③本人負担額	0
④計	0
⑥補助金額	0

	第4四半期合計 (1~3月)
①賃借料	0
②共益費 (管理費)	0
③本人負担額	0
④計	0
⑥補助金額	0

内容確認書兼誓約書

【R7 申請時添付用】

横浜市宿舍借り上げ支援事業の申請内容について、以下のとおり確認しました。

保育士本人が☑を付けてください

- 令和7年度の本人負担額（賃借料・共益費（管理費））は、下記のとおりです。

本人負担額： _____ 円（月額）（※0円の場合も記入）

- 自分の氏名が記載された2号様式について、勤務する保育施設・宿舍の所在地・採用年月日（事業者採用された日）に相違ありません。
- 保育士として、勤務する保育施設で月120時間以上保育に従事しています。
- 宿舍となる住所が記載された住民票（発行日が補助開始日前3か月以内）を取得し、事業者へ提出しました。また事業終了時に再度、宿舍となる住所が記載された住民票を提出します。
- 月途中で宿舍を退去した（住民票を異動した）場合は、その月は補助対象外となることを了承しました。
- 市長から求めがあった場合は、住民票等の公募の調査を行うことに同意します。
- 令和7年度に宿舍借り上げ支援事業を利用するのは初めてです。他事業者、他自治体でも、令和7年度に利用していません。

令和 年 月 日

本人署名 _____（自署）

※代筆不可。必ず本人による署名が必要です。

事業者が☑を付けてください

- 保育士本人に、宿舍借り上げの利用条件や本人負担額について説明しました。
- 宿舍として申請する物件の住所と、保育士から提出された住民票の住所が同一であることを確認しました。
- 保育士から提出された住民票を事業者として保管しています。（保管期限：R13.3.31まで）
- 市長から求めがあった場合、保管した住民票を横浜市に提示します。
- 宿舍となる物件が、要綱（第5条）上の非該当案件に該当しないことを確認済みです。
- 申請内容が事実と相違していた場合は、横浜市から補助金の返還を求めることがあることを了承しています。

事業実施者名称・代表者氏名

第3号様式

令和 年度 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業 収支予算書

事業実施者名称

補助対象保育士数 0名

(収入)

区分	予算額
事業実施者負担	0円
横浜市補助金(年額) (※1戸当たり月額上限8万2千円の助成率3/4)	0円
計	0円

(支出)

対象経費名	予算額
賃借料	0円
共益費(管理費)	0円
本人負担額	▲0円
計	0円

(注1) 予算額については、年度に係る合計額を記入のこと。年度途中で事業を開始した場合は、事業開始月から年度末月まで。

(注2) 収入と支出合計額が一致すること。

	年間総合計
賃借料	0円
共益費(管理費)	0円
本人負担額	▲0円
計	0円
補助金額	0円

	第1四半期合計
賃借料	0円
共益費(管理費)	0円
本人負担額	▲0円
計	0円
補助金額	0円

	第2四半期合計
賃借料	0円
共益費(管理費)	0円
本人負担額	▲0円
計	0円
補助金額	0円

	第3四半期合計
賃借料	0円
共益費(管理費)	0円
本人負担額	▲0円
計	0円
補助金額	0円

	第4四半期合計
賃借料	0円
共益費(管理費)	0円
本人負担額	▲0円
計	0円
補助金額	0円

(第4号様式)

こ保対 第 号
令和 年 月 日

(事業実施者名称)

(所在地)

(代表者職氏名) 様

横浜市長 山中 竹春

令和 年度 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付決定通知書

に申請のあった、横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金について、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1 交付決定の内容

(1) 交付金額

_____円

第1四半期 _____円

第2四半期 _____円

第3四半期 _____円

第4四半期 _____円

(2) 補助対象保育士

補助申請のとおり

2 交付条件

- (1) 「横浜市補助金等の交付に関する規則」第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業等の遂行が困難となった場合等においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (4) 年度終了後又は事業終了後7日以内に、実績報告書(第6号様式)を提出すること。補助金額は実績報告書の提出を受けて確定する。
- (5) 補助金の支払いについては、請求時に実績の分かる書類を添付し、それに基づき支払うこととする。虚偽その他不正な手続等で補助金の交付を受けたときは、補助金の返還を求められることがある。
- (6) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則及び横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の定めに従い、他の事業に流用しないこと。また、この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがある。

3 支払い時期

(第5号様式)

こ保対 第 号
令和 年 月 日

(事業実施者名称)

(所在地)

(代表者職氏名) 様

横浜市長

令和 年度 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日に申請のあった、横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金について、次のとおり不交付とすることを決定したので通知します。

1 不交付決定金額

2 不交付の理由

(第6号様式)

令和 年 月 日

令和 7 年度 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金実績報告書

(申請先)
横浜市長

事業実施者名称

所在地

代表者職氏名

年 月 日 こ保対第 号をもって交付決定のあった、横浜市
保育士宿舎借り上げ支援事業補助金に関する事業報告及び収支決算について、次のとおり報告します。

1 交付決定額	計	0円
	第1四半期	0円
	第2四半期	0円
	第3四半期	0円
	第4四半期	0円
2 決算額	計	0円
	第1四半期	0円
	第2四半期	0円
	第3四半期	0円
	第4四半期	0円
3 差額		0円

4 添付書類

- (1) 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業実績報告書(第6号様式別紙)
- (2) 内容確認書兼同意書(第6号様式別紙2)
- (3) 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業収支決算書(第7号様式)
- (4) 不動産賃貸借契約書(写し)
- (5) 補助対象経費の支払確認の取れる物件借上げに係る経費支払書(領収書等)(写し)
- (6) 保育士証(写し)

※提出書類のうち、交付申請時及び変更申請時提出の書類と同一のものは、提出を省略できる。

担当者氏名		
担当者連絡先	電話	FAX
	eメール	

変更の有無	
-------	--

直近の申請に基づいた事業計画書の情報が反映されていません。
実績時に変更がある場合は「有」にして必要箇所を修正ください。

事業実施者名称 _____

施設名称 _____

施設種別 _____

(単位:円)

補助対象となる保育士・宿舎		転居先宿舎	内 訳	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	
保育士氏名		/	①賃借料													0	
住 所 (建物名・ 部屋番号まで)			②共益費 (管理費)														0
			③本人負担額														0
採用年月日		/	④計 (①+②-③)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助対象期間	開始日			⑤月額基準額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	終了日			⑥補助金額 (⑤×3/4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

保育士証番号		
年度内更新予定		
変更理由 (変更時のみ入力)		
令和6年度の 交付決定の有無		/

	第1四半期合計 (4~6月)
①賃借料	0
②共益費 (管理費)	0
③本人負担額	0
④計	0
⑥補助金額	0

	第2四半期合計 (7~9月)
①賃借料	0
②共益費 (管理費)	0
③本人負担額	0
④計	0
⑥補助金額	0

	第3四半期合計 (10~12月)
①賃借料	0
②共益費 (管理費)	0
③本人負担額	0
④計	0
⑥補助金額	0

	第4四半期合計 (1~3月)
①賃借料	0
②共益費 (管理費)	0
③本人負担額	0
④計	0
⑥補助金額	0

内容確認書兼同意書 【R7実績報告添付用】

横浜市宿舍借り上げ支援事業の申請内容について、以下のとおり確認しました。

保育士本人が☑を付けてください

- 令和7年度の本人負担額（賃借料・共益費（管理費））は、下記のとおりです。

本人負担額： _____ 円（月額）（※0円の場合も記入）

- 保育士として、勤務する保育施設で月120時間以上保育に従事していました。
- 宿舍となる住所が記載された住民票（発行日が補助期間満了日の翌日以降）を取得し、事業者に提出しました。
- 月途中で宿舍を退去した（住民票を異動した）場合は、その月は補助対象外となることを了承しました。
- 市長から求めがあった場合は、住民票等の公募の調査を行うことに同意します。

令和 年 月 日

本人署名 _____（自署）

※本人による署名が原則となります。

退職等により署名ができない場合は、代理の者によりご対応ください。

事業者が☑を付けてください

- 宿舍として申請した物件の住所と、保育士から提出された住民票の住所が同一であることを確認しました。
- 保育士から提出された住民票を事業者として保管しています。（保管期限：R13.3.31まで）
- 市長から求めがあった場合、保管した住民票を横浜市に提示します。
- 申請内容が事実と相違していた場合は、横浜市から補助金の返還を求めることがあることを了承しています。

事業実施者名称・代表者氏名

第7号様式

令和 年度 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業 収支決算書

事業実施者名称

補助対象保育士数 0名

(収入)

区分	予算額
事業実施者負担	0円
横浜市補助金(年額) (※1戸当たり月額上限8万2千円の助成率3/4)	0円
計	0円

(支出)

対象経費名	予算額
賃借料	0円
共益費(管理費)	0円
本人負担額	▲0円
計	0円

(注1) 決算額については、年度に係る合計額を記入のこと。年度途中で事業を開始した場合は、事業開始月から年度末月まで。

(注2) 収入と支出合計額が一致すること。

	年間総合計
賃借料	0円
共益費(管理費)	0円
本人負担額	▲0円
計	0円
補助金額	0円

	第1四半期合計
賃借料	0円
共益費(管理費)	0円
本人負担額	▲0円
計	0円
補助金額	0円

	第2四半期合計
賃借料	0円
共益費(管理費)	0円
本人負担額	▲0円
計	0円
補助金額	0円

	第3四半期合計
賃借料	0円
共益費(管理費)	0円
本人負担額	▲0円
計	0円
補助金額	0円

	第4四半期合計
賃借料	0円
共益費(管理費)	0円
本人負担額	▲0円
計	0円
補助金額	0円

(第8号様式)

こ保対 第 号
令和 年 月 日

(事業実施者名称)

(所在地)

(代表者職氏名) 様

横浜市長 山中 竹春

令和 年度 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付額確定通知書

に実績報告書の提出のあった、横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金について、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

補助金交付確定額 金 円

(第1四半期 円
第2四半期 円
第3四半期 円
第4四半期 円)

【問い合わせ先】 こども青少年局保育対策課 TEL:671-4469

令和 年度 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付変更申請書

(申請先)
横浜市長

事業実施者名称

所在地

代表者職氏名

年 月 日付こ保対第 号 により交付決定された補助金について、
下記のとおり事業内容の変更をしたいので、横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業 補助金交付要綱
第9条の2に基づき、変更の承認を申請します。

なお、偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合は、横浜市保育士宿舎借り上
げ支援事業補助金交付要綱 第17条に基づき補助金を返還することに同意します。

1 変更後の交付申請額

金	0円
第1四半期	0円
第2四半期	0円
第3四半期	0円
第4四半期	0円

2 変更内容及びその理由

選択	
<input type="checkbox"/>	(1) 補助対象となる保育士・施設の追加 (氏名:)
<input type="checkbox"/>	(2) 補助対象となる保育士の転居 (氏名:)
<input type="checkbox"/>	(3) 補助対象となる保育士の退去・退職 (氏名:)
<input type="checkbox"/>	(4) 補助対象となる施設の更新における契約内容等変更 (氏名:)
<input type="checkbox"/>	(5) その他 (氏名:)

3 添付書類

- 交付申請額が変更となる積算根拠書類
- その他市長が必要と認める書類

担当者氏名			
担当者連絡先	電話	FAX	
	eメール		

令和年度 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業 収支予算書

事業実施者名称

補助対象保育士数 0名

(収入)

区分	予算額
事業実施者負担	0円
横浜市補助金(年額) (※1戸当たり月額上限8万2千円の助成率3/4)	0円
計	0円

(支出)

対象経費名	予算額
賃借料	0円
共益費(管理費)	0円
本人負担額	▲0円
計	0円

(注1) 予算額については、年度に係る合計額を記入のこと。年度途中で事業を開始した場合は、事業開始月から年度末月まで。

(注2) 収入と支出合計額が一致すること。

	年間総合計
賃借料	0円
共益費(管理費)	0円
本人負担額	▲0円
計	0円
補助金額	0円

	第1四半期合計
賃借料	0円
共益費(管理費)	0円
本人負担額	▲0円
計	0円
補助金額	0円

	第2四半期合計
賃借料	0円
共益費(管理費)	0円
本人負担額	▲0円
計	0円
補助金額	0円

	第3四半期合計
賃借料	0円
共益費(管理費)	0円
本人負担額	▲0円
計	0円
補助金額	0円

	第4四半期合計
賃借料	0円
共益費(管理費)	0円
本人負担額	▲0円
計	0円
補助金額	0円

(第13号様式)

令和 年 月 日

令和 年度 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金実績経過報告書
(申請先)
横浜市長

事業実施者名称

所在地

代表者職氏名

年 月 日 こ保対第 号をもって交付決定のあった、横浜市
保育士宿舎借り上げ支援事業補助金について、横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第
15条に基づき実績経過報告します。

1 報告額 計 円
対象期間

2 添付書類
補助対象経費の支払確認の取れる物件借上げに係る経費支払書（領収書等）（写し）

担当者氏名	
担当者連絡先	電話 FAX
	eメール